

# 浦方以前

## 紀州海辺部の中世的様相

春田直紀

HARUTA Naoki

### 【要旨】

長大な海岸線を有し、全体的に山がちで大きな平野が形成されない紀州では、どの時代でも海辺部がもつ重要性は極めて高い。しかし、紀州で海辺村落の公称が「浦」に統一されるのは十七世紀であり、近世浦方以前の海辺部の様相は一つの像に結ばれていない。そこで本稿では、慶長十六年の「加子米究帳」に記載された紀州全域の浦々の浦方以前における制度的な位置づけを跡づけたうえで、多様なかたちで編成された中世海辺部の特徴を交通・生業・開発の観点から把握することにつとめた。「加子米究帳」に見える浦は中世にさかのぼると、①「荘」に含まれるものと、②「園」、③「御厨」、④「浦」、⑤「村」として編成されたものにとり類型化できる。①では、河口・海辺部と河川流域とで荘域を構成し、河口部の潟の上に町場が形成されるケースも見られた。②と③は神社の神饌等を調達するために設定された所領である。④では年中行事にあわせた魚介類の供給により浦役を果たした事例などが認められた。⑤では在地領主の海辺部所領単位としての「村」や、神社に神役を果たす「村」が確認できた。後半では、中世紀州海辺部の特徴を多角的に検討した。交通の観点からみた特徴としては、東国と西国とを結ぶ海上交通の中継地であり、かつ河川交通と海上交通の結節点でもある港津の役割を指摘した。漁撈に関しては、釣船・魚名を冠した網・旅網、儀礼的漁撈について確認するとともに、中世漁村の系譜を引く近世浦の存在を想定した。中世紀州では「雑賀塩」がブランド化するなど製塩業も発展したが、賀太新荘の例では製塩労働の厳しい一面も指摘した。最後に、「ハマ田」「塩入」「塩地」という用語に注目し、海辺部での耕地開発の一端も明らかにした。

キーワード

浦方以前、中世紀州海辺部

## はじめに

「浦」は、前近代を通じて海・湖岸村落を指す地名用語として現れ、所領・行政単位の公称としても使用された。<sup>1)</sup>「浦」は中世においても荘園公領制下の単位として全国的に見いだすことができるが、「浦」が一個の制度的単位として一国規模で観察できるのは若狭国や淡路国にとどまる。<sup>2)</sup>長大な海岸線を有する紀伊国にあっても、独自の機能をもつ海辺村落の公称が「浦」に統一されるのは、近世を待たねばならないのである。

すなわち、笠原正夫氏の研究によれば、紀州で「村」と区別された公称として定着するのは、南紀徳川氏統治時代の一六五〇年代と六〇年代とされる。「浦」が「村」と異なった行政区名となる際に基準となったのが、加子役（水主役）の負担であった。笠原氏は、近世的な貢租体系の確立とともに、夫役負担の「村」と加子役負担の「浦」との区分が制度化され、地先の漁場の占有権も加子役を負担する「浦」に与えられることで、近世的漁業秩序をともなう浦方制度が成立すると説明している。<sup>3)</sup>

ところで、船および操船技能を所持する加子の徴発は、海辺部住民に課せられた中世以来の軍役に起源をもつ。笠原氏によると、中世の熊野水軍の系譜を引く熊野地方海辺の土豪は、桑山・藤堂・九鬼の各氏が大名に成長していく過程で、彼らの配下に吸収され、豊臣政権下の水軍となっていく。土豪たちは、家臣として軍役をはたすために領内から加子や船を徴発し、文禄・慶長の役には徴発された加子も出陣している。<sup>4)</sup>関ヶ原の戦いの後に入部した浅野氏は加子役徴収を徹底し、慶長十六年（二六一一）八月十八日に「加太浦より錦浦迄加子米究帳」<sup>5)</sup>（以下、「加子米究帳」）を作成しているが、この段階での加子役は中世の旧荘単位

で徴発したり、隣接する村どうしで組み合わされて課されており、検地で確定した行政単位の村とは対応していないという。浅野氏が課した加子役の原型は「中世末期の海辺の村々に存在した村民的な結合のうえに立つて設定された」と笠原氏は指摘しているが<sup>6)</sup>、本稿ではこの浦方以前の紀州海辺部の地域結合の実態に迫ることにしたい。具体的には、慶長十六年の「加子米究帳」に記載された浦々の浦方以前における制度的な位置づけを中世史料をもとに類型的に把握したうえで、中世においては多様なかたちで編成された海辺部の交通・生業・開発の一端も明らかにしていきたいと思う。

### 一 中世における海辺部の所領編成

#### （1）「加子米究帳」に記載された浦々の遡及的考察

「加子米究帳」を用いて近世浦方制度以前の浦や港津について検討した研究に、山本賢司氏の「一六世紀における紀伊水道沿岸の湊・浦と海上交通―紀の湊を中心として―」<sup>7)</sup>と、白石博則氏の「熊野地域の港津と城館」<sup>8)</sup>がある。山本論文は、十六世紀を中心に、紀伊水道沿岸の湊・浦と海上交通について明らかにした論考であるが、紀伊水道沿岸の浦の特質を紀州全体から見いだすために、紀州全域の浦を網羅した「加子米究帳」を使用している。その分析結果にもとづき山本氏は、①古代・中世の湊や船着場と近世初頭の浦が多く符合し、中世から近世までその機能が連続と継受されていること、②浦と湊は表裏一体の関係にあり、河口に立地した浦や、湾入が深く周囲を山で囲まれた浦ほどその条件が満たされると指摘している。

重要な指摘ではあるが、網羅的な検証によるものではないので、「加子米究帳」に記載された近世浦の各地点を含む中世所領名の検出結果

と、全ての近世浦の立地に関する『角川日本地名大辞典』の記述をまとめた表を作成した(表1<sup>9)</sup>)。この表によると、海部郡・名草郡・在田郡ではほとんどの浦の所在地が中世においても何らかの所領として設定されているが、日高郡と牟婁郡については中世史料に現れない地名が一定数認められる。この傾向は史料の残存状況にも左右され判断は難しいが、とくに熊野灘沿岸では近世に入り初めて行政単位化した浦もある程度存在したのではないだろうか。

山本氏が指摘した二点目に関しては、近世浦の大半が河口もしくは湾入部に立地したことは表1からも読みとれ、浦の多くが湊としての条件も備えていたと評価できるであろう。

白石論文は、熊野地域を対象を限定しているが、「加子米究帳」に見える近世浦ごとに港津と中世城館との関係を追究した論考である。新谷和之氏が指摘したように、紀伊国では港津の支配が各時代の地域権力にとって重要な課題であるので、地域権力の拠点である城館と港津の関係を押さえていく方法により、港津を含む地域の社会構造がより具体的に浮かび上がってくることになる。本稿では白石論文との重複を避け、中世海辺部の港津にとどまらない所領としての性格と軍事面以外の諸側面について、紀州全域を対象に俯瞰的に考察することにした。

## (2) 「荘」

「加子米究帳」に現れる近世浦と同じ地名を冠した中世荘園(「荘」)が、十三例認められる。まず、海部郡の加太組「1」について見てみよう。加太浦は寛永十五年(一六三八)に日野村・深山村・大川浦を分村し、また本脇浦・磯脇浦も加太浦からの出村で成立したというが、中世においてはいずれも賀太荘内で、加太・日野・深山・大川・磯脇が本荘を構成し、本脇は新荘と呼ばれた。この六つの集落は景観的には独立していたが、本脇と磯脇は加太からの入植で集落が形成されたと歳持重裕

氏は想定している<sup>12)</sup>。一方、中心地区の加太自体は、十五世紀以降「潟」の上に漁民、商手工業者、海上輸送業者、農民が混住する町場を形成し、瀬戸内海航路と太平洋航路とを結ぶ中継湊としての機能を果たしていくことになる<sup>13)</sup>。

日高郡の印南浦「27」を荘域に含む中世の印南荘も「六ヶ村」によって構成されていた。「六ヶ村」の個別村名は未詳だが、天保十年(一八三九)の『紀伊続風土記』によると、印南荘は中村・宇杉村・光川村・西山口村・東山口村・印南原村から成り、そのうち中村・宇杉村・光川村の三村をあわせたものが印南浦であるという。印南浦を構成した三村は河口・海辺部に立地し、その他の村々は印南川沿いに分布していた<sup>15)</sup>。

永禄二年(一五五九)八月吉日の中西常知道者売券には、「本郷」「さかもと」「いかる川」「中村」「山口」「山口本郷」「中村山口」という印南荘内の七つの小名が見えるが、このうち「いかる川」「中村」は海辺部、「山口」は印南川沿いに立地していたと考えられるので、『紀伊続風土記』が示す印南荘の範囲はおおよそ中世の荘域と合致するものと想定される。

在田郡の湯浅浦「18」は、荘域内の河口部にあった「潟」の上に形成された中世の町場を継承している点で、加太浦と共通したなりたちを有している。湯浅荘は広川・山田川の流域と湯浅湾に面する海辺部から成る荘園で、「加子米究帳」の「17」多・栖原(田浦・栖原浦)も荘域に含む。高橋修氏の研究によれば、山田川の河口部に潟湖があり、そこが湊として機能していたが、十二世紀に広川・山田川の沖積平野が安定すると、在地領主である湯浅氏が主導して、「湯浅」の町場が形成されていったのである<sup>16)</sup>。

海部郡の榎浦「14」は、漁業が盛んであった椒浜村に相当する。椒浜村は、『紀伊続風土記』が「漁をなさす」と記す椒里村とともに、中世にさかのぼると椒荘の荘域内に位置する<sup>19)</sup>。有田川下流右岸に位置した椒

表 1 紀州浦方の近世と中世

番号	近世浦名	現行政地区名	中世所領名	立地 *『角川日本地名大辞典』30 和歌山県、24 三重県より引用
1	加太組	和歌山県和歌山市加太	(海部郡) 賀太荘	【加太】和歌山脈の西端に位置する。西部は加太湾沿岸の低地と加太湾に注ぐ加太谷川の狭い沖積地、北部と東部および南部は小起伏の丘陵性山地。西方海上に友ヶ島がある。
2	松江組	和歌山県和歌山市松江・松江北・松江中・松江西・松江東	(名草郡) 松江 (雑賀五組の十ヶ郷の内)	【松江】紀ノ川河口右岸に発達した松江砂丘と後背湿地に位置し、東を土入川が、北を新堀川が流れる。松江砂丘は沿岸州として発達、その内側は紀ノ川の流路の変遷があり、砂丘背後の土入地区に湿地が残った。
3	湊浦	和歌山県和歌山市湊	(海部郡) 雑賀荘湊村	【湊】古くは紀伊湊と称し、古代から交通・軍事上の要衝であった。湊の位置には変遷があり、現在は紀ノ川河口両岸に位置する。
4	岡町	和歌山県和歌山市手平・小雑賀	(海部郡) 雑賀荘岡 (雑賀五組の雑賀の内)	【岡】紀ノ川の支流雑賀川 (和歌川) 沿いに位置し、和歌山城のある岡山に続く低い丘陵の東側に接する。西部の砂山を岡山といい、岡山の東を岡の谷、その南東を岡島と呼んだ。いずれも砂丘第一列の丘陵をさす岡山の名に由来する (続風土記)。
5	雑賀浦	和歌山県和歌山市雑賀崎	(海部郡) 雑賀荘 (雑賀五組の内)	【雑賀崎】和歌浦湾の西方に突き出た岬の先端部に位置する。
6	小雑賀浦	和歌山県和歌山市小雑賀	(海部郡) 小雑賀	【小雑賀】和歌山平野の南部、和歌川下流の左岸に位置し、旧紀ノ川河口の低湿な三角州に立地する。地名は、旧海部郡雑賀荘の諸村が雑賀川 (現和歌川) に西に位置するの、当地のみが雑賀川の東岸にあり名草郡神宮郷にかこまれていたことによるという (続風土記)。
7	毛見舟尾	和歌山県和歌山市毛見、海南市船尾	(名草郡) 毛見郷、船尾郷 (ともに日前・国懸宮領神宮郷)	【毛見】和歌浦湾に面し、亀の川河口左岸に位置する。海岸部は名草ノ浜と称される。 【船尾】黒江湾北岸に位置し、北部は小高い山地で、南部は埋立地。
8	日方浦	和歌山県海南市日方	(名草郡) 三上荘大野郷日方村 (日方浦)	【日方】海南港に注ぐ日方川下流域に位置する。北部には城が峰などの小山があるが、大部分は平坦地で、日方川の沖積によって中世に陸地化したものと考えられる。地名は干潟が転じたものという (紀伊国名高浦名所旧跡便知)。
9	名高浦	和歌山県海南市名高	(名草郡) 三上荘大野郷名高村 (中方浦)、名高浦 (←歌枕)	【名高】黒江湾東岸、山田川下流に位置する。
10	鳥居・藤白・清水	和歌山県海南市鳥居・藤白・冷水	(名草郡) 三上荘大野郷鳥居村 (鳥居村内に藤白浦・冷水浦)、冷水は単独で冷水郷や清水浦とも見える。	【鳥居】黒江湾の東岸から藤白山脈の稜線までの北斜面に位置する。地名の由来は、熊野権現の一の鳥居があったことによるという (続風土記)。熊野街道が通り、祇戸王子跡がある。 【藤白】黒江湾南岸からその南につながる藤白山脈の稜線までに位置する。地名の由来は、藤の木が多く繁茂していたことによるという説がある (続風土記)。 【冷水】黒江湾南岸に位置する。地名は、つめたい水が湧き出したことにちなむといい、清水、志水とも書いたという (続風土記)。背後の山を熊野街道が通り、藤白峠付近に巨勢金岡の伝説で知られる筆捨松がある。
11	塩津浦	和歌山県海南市下津町塩津	(海部郡) 浜仲荘塩津、単独で塩津浦とも見える。	【塩津】藤白山脈の北斜面に位置し、海に面す。
12	大崎浦	和歌山県海南市下津町大崎	(海部郡) 浜仲荘大崎、のち黒田村大崎	【大崎】藤白山脈の西端、紀伊水道へ突出した所に位置する。地名は、この立地によるという (続風土記)。
13	下津浦	和歌山県海南市下津町下津	(海部郡) 浜仲 (南) 荘下津浦、単独で下津村とも見える。	【下津】下津湾の南岸、湾奥に位置する。長峰山脈の支脈が海にせまり、東西に狭長で平野は少ない。地名は、旧浜仲荘の上村に対する下津と思われる。
14	柁 (はじかみ) 浦	和歌山県有田市初島町浜	(海部郡) 椒荘、(在田郡) 薑村	【椒浜】紀伊水道に面し、有田川河口右岸に位置する。地内には弥生後期の地ノ島遺跡、土師器・須恵器の出土する椒浜遺跡、浜古墳などがあり、その出土品より早くから大陸と交渉のあったことがわかる。
15	北湊浦	和歌山県有田市港町	一	【北湊】有田川河口右岸に位置する。

番号	近世浦名	現行政地区名	中世所領名	立地 *『角川日本地名大辞典』30 和歌山県、24 三重県より引用
16	箕嶋浦	和歌山県有田市箕島	(在田郡) 蓑島	【箕島】有田川下流右岸に位置する。地名について「統風土記」には「在田川の海口にありて島の形をなし、其形箕に似たる義ならん」とある。
17	多・栖原	和歌山県有田郡湯浅町田・栖原	(在田郡) 湯浅荘多村・栖原村(須原村、巢原村とも書く)、地名で巢原之浜も見える。	【田】有田川下流左岸、紀伊水道の湯浅湾に面して位置する。 【栖原】紀伊水道湯浅湾に面し、湾岸沖積地に位置する。「統風土記」には「万葉集に見えたる白上磯なり、村名巢原又須原とも書せり」とあり、砂浜の多い洲原に由来する地名と伝える。明恵上人行場跡といわれる刈藻島、草木のない不毛岩が栖原沖に並ぶ。
18	湯浅浦	和歌山県有田郡湯浅町湯浅	(在田郡) 湯浅荘、地名で湯浅入江も見える。	【湯浅】広川・山田川に囲まれた沖積地に位置し、湯浅湾に面する。後鳥羽院が掛けたと伝える月見石、入江松原や途中に護摩をたいたといわれる護摩壇跡、休息所なる御茶殿などがあり、熊野参詣にまつわる伝説も多い(有田郡誌)。戦国期の白檜城跡がある。
19	広浦	和歌山県有田郡広川町広	(在田郡) 広荘(比呂荘・弘荘とも書く)	【広】紀伊水道湯浅広港湾に面し、広川河口左岸に位置する。現在の養源寺の地に中世の畠山政長の館跡が、その付近に湯河氏の館跡がある。
20	衣奈浦	和歌山県日高郡由良町衣奈	(海部郡) 衣奈園、衣奈荘(ともに石清水八幡宮領)	【衣奈】日高郡北部の沈降湾、衣奈湾に面する。地名由来は、近年の説では、イナからの転語エナは砂を意味し、海辺の砂浜に由来するのではないかという。
21	横浜浦	和歌山県日高郡由良町里	—	【里】由良川下流の沖積地に位置し、由良湾に面する。地内横浜の地名は、その位置が曲折して海にむかうことによるという(統風土記)。
22	網代浦	和歌山県日高郡由良町網代	—	【網代】由良川河口に位置し、由良湾に面する。
23	比井浦	和歌山県日高郡日高町比井	(海部郡) 比井郷	【比井】紀伊水道に面するリアス式海岸に位置する。地名は南東にある日ノ御崎に由来するという(統風土記)。天正末年湯河直春が築城、弟弘春が入った天路山城(比井城)跡がある。
24	その・よし原	和歌山県御坊市藺、日高郡美浜町吉原	(日高郡) 藺財荘、ヨシハラ	【藺】日高川河口右岸に位置する。 【吉原】太平洋に面する。和田砂丘列がのびて旧入江をせきとめ、地内東端を南流する西川とで低湿地をつくっている。古くから葦が群生しており、地名のおこりは葦原の意と思われる。
25	名屋浦	和歌山県御坊市名屋・名屋町	—	【名屋】日高川河口右岸に位置する。
26	北南塩屋浦	和歌山県御坊市塩屋町北塩屋・南塩屋	(日高郡) 塩屋、地名で地内の甘田が見える。	【北塩屋】日高川河口左岸に位置する。塩屋の地名は、かつて塩焼きの地であったことに由来するという(統風土記)。 【南塩屋】王子川左岸に位置し、太平洋に面する。
27	印南浦	和歌山県日高郡印南町印南	(日高郡) 印南荘	【印南】印南川の河口に位置する。「統風土記」によれば、地名は海部(うなえ)の転語であろうという。大神宮遺跡、東光寺宝篋印塔、叶王子跡、富王子跡、要害山城跡がある。
28	南部浦	和歌山県日高郡みなべ町	(日高郡) 南部荘(南陪・三鍋とも書く)	【南部湾】太平洋に面した穏やかな円弧状の湾。海岸は南部川によって運搬された砂礫が堆積した砂浜海岸をなしているが、遠浅でないため水泳禁止区域になっている。海岸から約1km沖に無人の小島、鹿島があり、磯釣りのメッカになっている。
29	下早浦	和歌山県田辺市芳養町	(牟婁郡) 芳養荘下芳養	【下芳養】芳養川下流域および支流の田川流域に位置し、南は芳養湾に臨む。地名は、芳養谷の下流部に位置すること由来する。「統風土記」には「下村一村は海浜にありて農漁相雑る、芋村より上は川を挟み山に傍ひて村をなす」と述べている。井原の西にある泊山城跡は、中世湯河氏の城であったが、豊臣秀吉の家臣杉若越後守が天正年間に入城した。

番号	近世浦名	現行政地区名	中世所領名	立地 *『角川日本地名大辞典』30 和歌山県、24 三重県より引用
30	田辺江川	和歌山県田辺市江川	(牟婁郡) 田辺荘 (熊野本宮領)、地名として田辺、田辺湊、牟婁津、室の江、大方浦も見える。	【江川】 会津川河口右岸に位置する。地名は河口に位置することによる。
31	田辺宿浦	和歌山県田辺市磯間	—	—
32	田辺瀬戸鉛山	和歌山県西牟婁郡白浜町白浜・瀬戸・東白浜・湯崎	—	【瀬戸鉛山村】 太平洋に面し、南は田辺湾に臨む。
33	富田浦	和歌山県西牟婁郡白浜町富田	(牟婁郡) 富田村 (熊野那智大社領)、富田荘	【富田】 富田川河口の沖積地に位置する。地名は、土地が広く、肥沃であることによるという。地内の日神社は平安末期の開基と伝えられ、正平6年・元亀3年・文禄5年の棟札を所持し、日神社本殿とこれらの棟札は県文化財に指定されている。
34	朝無(羅)岐浦	和歌山県西牟婁郡白浜町椿	(牟婁郡) あさらき	【朝来婦】 富田川の南方、山地と磯にはさまれた入江に位置する。地内を見草川・朝来婦川が流れ、西部は太平洋に面する。地内の山中に椿タタラ遺跡がある。
35	安宅日置浦・いちゑうら	和歌山県西牟婁郡白浜町安宅・日置	(牟婁郡) 安宅荘、安宅村 (熊野那智大社領)、日置	【安宅】 日置川下流の左岸沖積地に位置する。地内には戦国期の安宅本城・八幡山城・勝山城などの城跡がある。 【日置】 日置川が枯木灘へ注ぐ河口右岸の砂丘地帯に位置する。
36	周参見浦	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見	(牟婁郡) 周参見荘、周参見村 (熊野那智大社領)	【周参見】 周参見川と太間川下流域の沖積地に位置し、南は太平洋に面する。湾内の稲積島が枯木灘の荒波をふさぎ、天然の良港をつくっている。地名は、浪風が激しいこの地の海にちなみ(続風土記)、すさぶ海がすさ海になり、さらに周参見となったと伝える。神田山に神田城址、秋葉山に周参見氏城館跡、大日山に中山城址などがある。
37	見老津浦	和歌山県西牟婁郡すさみ町見老津	—	【見老津】 見老津・長柄川下流域に位置し、南は枯木灘に面する。荒磯であるが、戎島が天然の防波堤となって見老津港を守る。
38	江住浦	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住	—	【江住】 江住川流域に位置し、南は枯木灘に面する。
39	里之浦	和歌山県西牟婁郡すさみ町里野	(牟婁郡) 里之うら	【里野】 里野西池川流域に位置し、南は枯木灘に面する。付近の海岸は荒磯である。中山には中山城屋敷跡がある。
40	和深浦	和歌山県東牟婁郡串本町和深	(牟婁郡) わふか	【和深】 和深川流域に位置し、南は枯木灘に面する。地名は、海湾で水深の深い地形に由来するという(続風土記)。北方の牟礼山は和深富士と呼ばれ、古歌に詠まれた。牟礼山の脚下、小河口の山中に小河丸城址がある。
41	田子浦	和歌山県東牟婁郡串本町田子	(牟婁郡) 田子郷	【田子】 田子川流域に位置し、南は枯木灘に面する。
42	江田浦	和歌山県東牟婁郡串本町江田	—	【江田】 江田川流域に位置し、南は江田湾に面する。
43	田並浦	和歌山県東牟婁郡串本町田並	—	【田並】 田並川下流域に位置し、田並湾に面する。
44	有田浦	和歌山県東牟婁郡串本町有田	—	【有田】 有田川下流域に位置し、南部は有田湾に面する。
45	あつまみ たかはま	和歌山県東牟婁郡串本町高富	—	—
46	串本・い つも・上 野	和歌山県東牟婁郡串本町串本・出雲・潮岬	—	【串本】 潮岬と紀伊半島を結ぶ砂州上に位置し、東に下浦、西に上浦の両浜が迫る。 【出雲】 陸繋島である潮岬の東海岸部に位置する。 【上野】 潮岬に位置する。
47	大しま・ すゑ・い (か)しの 野	和歌山県東牟婁郡串本町大島・須江・檜野	—	【大島】 串本から海を隔て約1.8km 東に位置する島。 【須江】 大島の中央南部に位置し、須江崎が南の太平洋に突出する。 【檜野】 大島東部に位置し、檜野崎が東の太平洋に突出する。
48	古座浦	和歌山県東牟婁郡串本町古座	(牟婁郡) 小座浦	【古座】 熊野灘に面し、古座川河口左岸に位置する。地名は、重山滝姫神にちなむ神蔵が転訛したものと伝える。地内上野山には戦国期の高川原貞盛・家盛の虎城山城跡および同氏菩提寺の青原寺がある。

番号	近世浦名	現行政地区名	中世所領名	立地 *『角川日本地名大辞典』30 和歌山県、24 三重県より引用
49	下田原浦	和歌山県東牟婁郡串本町田原	—	【下田原】熊野灘に面し、田原川下流域に位置する。
50	浦神浦	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神	—	【浦神】熊野灘の浦神湾奥沿岸に位置する。
51	粉白浦	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町粉白	—	【粉白】熊野灘の浦神湾に面し、太田川下流右岸に位置する。
52	下里浦	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下里	(牟婁郡) 下里	【下里】熊野灘の浦神湾に面し、太田川下流域に位置する。地内には中世の下里城跡がある。当地の太田川左岸600mを隔てた所に形成された下里古墳から500m海岸寄りの畑地からは、鎌倉期の住居跡から出土したと思われる土師器・陶器類が発見されている(那智勝浦町史上)。
53	太地浦	和歌山県東牟婁郡太地町太地	(牟婁郡) 泰地	【太地】熊野灘に面する。一部は海岸段丘、半島状に海へ突き出した地形をなす。天正年間ごろ泰地頼虎が築いたという泰地城跡があり、また上野台地には和田氏が居住したと伝える和田城跡がある(城郭大系)。
54	森之浦	和歌山県東牟婁郡太地町森浦	—	【森浦】与根子川河口の沖積地に位置し、森浦湾に面する。
55	那智之かつら	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦	(牟婁郡) 葛浦	【勝浦】熊野灘の那智湾に面し、那智川河口に位置する。地名は、かずらのように長くのびる地形になむという。中の島・鶴島などに囲まれた天然の良港勝浦港があり、その周辺から温泉が湧出する。
56	那智天満	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満	(牟婁郡) 天満	【天満】熊野灘の那智湾に面し、那智川河口右岸に位置する。地名は、天神社の存在に由来するという。
57	宇久井浦	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町宇久井	(牟婁郡) 宇久井(宇久比とも書く)	【宇久井】熊野灘に面し、那智湾北岸の陸繋の砂上に位置する。
58	三輪崎浦	和歌山県新宮市三輪崎	(牟婁郡) 箕輪崎(三輪崎とも書く)	【三輪崎】熊野灘に面し、佐野川流域に位置する。
59	新宮浦	和歌山県新宮市新宮	(牟婁郡) 新宮、新宮湊、新宮浦	【新宮】熊野(新宮)川河口付近の沖積地に位置する。熊野川河口付近には、浅野氏、水野氏がよった新宮(丹鶴)城址がある。
60	鶴殿浦	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿	(牟婁郡) 鶴殿荘	【鶴殿】熊野川(新宮川)河口の東岸に位置する。古くは新宮の神領で、熊野野党の1つ鶴殿氏の本拠地であった。
61	阿田和浦	三重県南牟婁郡御浜町阿田和	(牟婁郡) 阿田和村	【阿田和】熊野灘に注ぐ尾呂志川下流域の平地に位置する。地内に古戦場跡があり、新宮領主堀内氏が有馬領主有馬孫三郎を攻めた時に、有馬方がここに城を築いて防戦したと伝えられる。
62	木ノ本浦	三重県熊野市木本町	(牟婁郡) 鬼本	【木本】熊野灘に臨む片浜地域に位置し、西郷川が地内を流れる。地内に本城跡があり、応永年間に本城城主が浅里山城守であったことが「紀伊国名所図会」に見える。
63	小泊浦	三重県熊野市磯崎町	—	【古泊】熊野灘に面する泊湾北東に位置し、海上に波越(箱)島・志津久志島などの小島がある。地名の由来は、大泊に対する小泊の意味という(紀伊統風土記)。堀内氏は伊勢国司北畠氏と対抗し、永禄11年に当地猪の鼻城で合戦をした。
64	遊木浦	三重県熊野市遊木町	—	【遊木】熊野灘に面する新鹿湾の東部、遊木川下流域に位置する。大永4~5年ごろ有馬氏のお家騒動で鬼ヶ城合戦があったが、そのときすでに遊木氏の名が見える(改正史籍集覧所載太田水責記附録)。
65	二木嶋浦	三重県熊野市二木島町	—	【二木島】東方を熊野灘に面する二木島湾沿岸、逢川流域に位置する。
66	二木嶋之里	三重県熊野市二木島里町	—	【二木島里】東方を熊野灘に面する二木島湾沿岸に位置する。「寛文元年記」に城跡3か所ありとあるが、これは永禄年間の大日山城の遺構と比定される。
67	ふ(ほ)ノ浦	三重県熊野市甫母町	—	【甫母】東方を熊野灘に面する二木島湾岸に位置する。
68	須野浦	三重県熊野市須野町	—	【須野】東は熊野灘に面し、楯ヶ崎の北、神須ノ鼻の南の小湾に位置する。天正以前に塩焼が開始されていたらしく、塩釜跡に焼石などが残存していた。
69	かちか浦	三重県尾鷲市梶賀町	—	【梶賀】熊野灘のうち賀田湾南岸に位置する。南背後は山がせまり、山裾のわずかな平地に人家が密集する。

番号	近世浦名	現行政地区名	中世所領名	立地 *『角川日本地名大辞典』30 和歌山県、24 三重県より引用
70	曾禰浦	三重県尾鷲市曾根町	—	【曾根】熊野灘のうち賀田湾南岸に位置する。城山北麓にひらけた段丘上に耕地が広がり、海岸付近に集落が密集する。
71	加田浦	三重県尾鷲市賀田町	—	【賀田】熊野灘のうち賀田湾の南西岸、古川流域の平地に位置する。
72	古江浦	三重県尾鷲市古江町	—	【古江】熊野灘のうち賀田湾西岸に位置する。山裾の階段状斜面に人家が密集し、四季温暖の地である。
73	三木ノ里町	三重県尾鷲市三木里町	(牟婁郡) 三木荘、三鬼島	【三木里】熊野灘のうち賀田湾北西岸、八十川と杵川に挟まれた丘陵台地上に位置する。中央を山後川が流れる。集落は台地上に集まり八十川・杵川の流域に農地がひらける。
74	こわきゑひき	三重県尾鷲市小脇町	(牟婁郡) 三木荘	【小脇】熊野灘のうち賀田湾北岸に位置する。山裾のわずかな平地に少数の人家がある。
75	三木之浦町	三重県尾鷲市三木浦町	(牟婁郡) 三木荘	【三木浦】熊野灘のうち賀田湾の北岸に位置する。集落は、谷ノ山南麓の海際に密集し、四季温暖の地である。三鬼新八郎の居城という三木城は現在三木小学校の地となり、城山だけは残る。
76	さかり松	三重県尾鷲市盛松	(牟婁郡) 三木荘	【盛松】熊野灘のうち賀田湾東岸に位置する。
77	早田浦	三重県尾鷲市早田町	(牟婁郡) 三木荘	【早田】熊野灘のうち明神崎と橋掛崎に囲まれた早田湾奥に位置する。湾奥のわずかな平地に人家が集まる。
78	九鬼浦	三重県尾鷲市九鬼町	(志摩国) 九木荘	【九鬼】熊野灘のうち九木崎の南部に位置する。集落は、九鬼湾の北岸に密集する。集落の北は八鬼山山系の東端が頂山となり、さらに東にのびて九木崎となる。
79	尾鷲浦	三重県尾鷲市	(志摩国) おハしのうら	【尾鷲】志摩半島の南、熊野灘に面する。
80	引本浦	三重県北牟婁郡紀北町引本浦	(志摩国) ひきもと	【引本】熊野灘に臨む引本湾に打ち寄せる波によってできた砂州の上に位置する。地内には、天正年間堀内安房守の家老浜田吉祥坊国次が目代(代官)として居住した城跡がある。
81	須加里浦町	三重県尾鷲市須賀利町	(志摩国) 須賀利御厨(伊勢神宮領)	【須賀利】熊野灘のうち須賀利湾奥に位置する。その東に元須賀利湾がある。須賀は砂州のことで元須賀利海岸の白浜をさすともいう。また、地内には伊勢神宮領須賀利御厨とともに沢浦には同神領の「佐和」があった。現在沢浦付近には製塩土器および土師器を出土する遺跡がある。
82	嶋のかつら	三重県北牟婁郡紀北町島勝浦	—	【島勝浦】熊野灘に臨むリアス式海岸に位置する。
83	しろ浦	三重県北牟婁郡紀北町白浦	—	【白浦】熊野灘に臨むリアス式海岸に位置する。
84	三浦	三重県北牟婁郡紀北町三浦	—	【三浦】大瀬川河口、熊野灘に臨むリアス式海岸に立地する。
85	海野浦	三重県北牟婁郡紀北町海野	—	【海野】熊野灘に臨むリアス式海岸に立地する。
86	長嶋浦	三重県北牟婁郡紀北町長島	(志摩国) 長嶋	【長島】赤羽川の流域、熊野灘に南面するリアス式海岸に立地する。地名の由来は、江ノ浦の入江と赤羽川に囲まれた地域に位置することから中島と称され、それが転じて長島となったという(紀伊統風土記)。南北朝期北畠顕能の将加藤甚五左衛門が居城したとされる長島城は岩の壺の山嶺にある。
87	錦浦	三重県度会郡大紀町錦	(志摩国英虞郡) 二色郷、(志摩国答志郡) 錦御厨(伊勢神宮領)、錦浦	【錦】熊野灘に臨むリアス式海岸、三ヶ野川が注ぐ湾に面して位置する。古くは丹敷・二色(和名抄)とも書く。木曾義仲の姫の金襴の打ちかけを金蔵寺に奉納したことから、錦の字があてられた(錦町誌)。

注) 慶長16年の「加子米宛帳」に見える浦を全て挙示し(近世浦名は史料表記のまま)、各浦の現行政地区名・中世所領名・立地を『角川日本地名大辞典』30和歌山県、24三重県などを参考に記載した。なお、本文中の〔数字〕表記は本表の番号と対応する。



荘は、鎌倉期には東椒荘と西椒荘とに分かれたとみられる。<sup>20</sup> 里村を東椒とし、浜村を西椒としたとする『紀伊続風土記』の見解に従えば、<sup>21</sup> 里と浜とで荘園を分割したということになる。

以上のほか「荘」名を受け継ぐ近世浦として、海部郡の雑賀浦「5」、在田郡の広浦「19」、日高郡の南部浦「28」、牟婁郡の富田浦「33」、安宅浦「35」、周参見浦「36」、鵜殿浦「60」、三木ノ里「73」、三木之浦「75」、志摩国の九鬼浦「78」を挙げることができる。

### (3) 「園」

海部郡（現日高郡）の衣奈浦「20」は、平安期にさかのぼると石清水八幡宮領衣奈園として編成された地域にあたる。延久四年（一〇七二）九月五日の太政官牒には「壹処 字衣奈園 海部郡 水田肆町陸段」と見え、石清水八幡宮に対して免田四町六反の領有が認められている。また、同文書によると、衣奈園から石清水八幡宮には五月五日に御供和布（ワカメ）を、御放生大会の際には還御坂間料の柱松を勤仕することになっていた。神社領の「園」は、神の御饌にあてられる蔬菜、果実、菓草などを貢進させることを目的に設定された所領であったが、<sup>22</sup> 海辺部に位置した衣奈園の場合、海産物であるワカメを石清水八幡宮の年中行事にあわせて貢進させたことに注目しておきたい。

ただし、応永七年（一四〇〇）十月十七日の畠山基国施行状は「石清水八幡宮領紀伊国衣奈庄事」と記しており、遅くとも室町期には「園」から「荘」へと位置づけを変えていたことが知られる。

### (4) 「御厨」

「御厨」も神社の供祭物や神饌を調達するために配置された所領であるが、<sup>23</sup> 中世の「御厨」に出自をもつ近世浦は、志摩国の須加里浦「81」と錦浦「87」である。いずれの地名も伊勢神宮の「御厨」として、「神

鳳鈔」および「外宮神領目録」「神領給人引付」に見える。<sup>26</sup>

### (5) 「浦」

海辺所領の「浦」としての編成を端的に示すのが浦役の設定である。

中世において紀伊国の一宮的性格をもった日前宮は、名草郡に広大な膝下一円領を形成した。<sup>27</sup> その日前宮の年中行事を記録した「応永六年神事記」に「第十三浦役事 社頭分計也」という項目があり、日前宮領内の毛見郷・船尾郷・黒江郷・三葛郷に対し、年中行事ごとに課された浦役が列挙されている（表2）。黒江郷と三葛郷とが負担した浦役は、調庸御祭と相嘗御祭大集夜に供された「黒江蠣」と「三葛蛤」に限られていたが、毛見郷と船尾郷は年間多くの神事にあわせて魚介類の現物を納め、また御供役の銭納も果たしている。毛見・船尾の両郷は毛見舟尾（毛見浦・舟尾浦）「7」の前身にあたるが、和歌浦湾に面した毛見と黒江湾北岸に位置した船尾は、中世より漁村の機能を果たす「浦」として編成されていたのである。

名草郡では三上荘大野郷においても浦役が設定されていた。すなわち、応永七年（一四〇〇）正月日の三上荘大野郷年貢帳（写）<sup>28</sup> とともに綴じられた「紀伊国名草郡三上庄大野郷田数目録」には公事銭として、「二貫□□文 日方浦役」「六百文 中方浦役」と見える。ここで浦役が課されている日方浦は近世の日方浦「8」、中方浦は近世の名高浦「9」へとつながるが、両浦とも中世から「浦」として把握されていたことになる。ただし、浦役はすでに銭納化されていて、本来担った「浦」としての機能は未詳である。応永七年の年貢帳により確認できるのは、年貢を負担した作職所有者に関して、「日方惣村」が三四〇歩の人給・佃（日方妙見田と加田天王田を集積したもの）、「日方大夫大郎」が「大工分」として一町五反余りの公田・人給の作職の権利を所持していたことが注目される。

表2 日前宮領の浦役

月日・神事	毛見郷の浦役	船尾郷の浦役	黒江郷の浦役	三葛郷の浦役
正月16日	蠣1升許、海鼠10許			
2月～12月の毎月朔日	立代100文ずつ＝計1貫100文→酒殿守請			
3月朔日	藺引助成魚：上白冠方が納める			
3月3日	御荷前魚33			
3月晦日	御供役700文→上土師請	御供役140文→上土師		
4月朔日	御供役700文→大内人実房請	御供役140文→大内人実房請		
氏神御祭(4月上申日)	魚代200文許			
4月15日	御供役1貫200文→上白冠			
珠津嶋御祭(4月撰吉日)	魚代3貫文	鱧60		
4月晦日	御供役700文→下土師	御供役140文→下土師		
5月5日	小鯛245、干魚30(御供所ノ別当)	魚200(編魚)		
御田植(5月下旬撰吉日)	御供役700文→大案主景家	御供役140文→大案主景家		
5月晦日	御供役700文→権内人守継	御供役140文→権内人守継		
6月1日	御供役1貫200文→上白冠			
五上申(6月上中旬撰吉日)	小鯛245、干魚30(御供所ノ別当)			
6月15日	御供役700文→火焼景安	御供役140文→火焼景安		
三名方祭(6月下旬撰吉日)	魚	鱧60		
佐那振申	御供役700文→上土師			
左上申		御供役140文→上土師		
6月晦日	御供役700文→下土師	御供役140文→下土師		
7月7日	小鯛245、干魚30(御供所ノ別当)			
7月15日	小鯛245、干魚30(御供所ノ別当)			
8月10日	御供役300文→下土師	御供役140文→上土師		
8月20日	御供役300文→上土師	御供役140文→上土師		
8月晦日		御供役140文→下土師		
静火御祭(9月15日)	魚			
9月15日	御供役900文→上白冠			
丹生大明神入御時(9月17日)	魚(請物有、米7斗5升公文所下行)			
藺引御祭(10月15日以前撰吉日)	魚代3貫文	用途600文(鱧60代也)		
珠津嶋御祭(10月撰吉日)	魚代3貫文			
調庸御祭・夜(10月下旬撰吉日)	魚代(料田一丁八段より)		黒江蠣	三葛蛤
氏神御祭(11月上申日)	魚代200文許			
相嘗御祭御解除夜(11月15日)	魚代200文			
11月15日	御供役300文→上白冠請			
相嘗御祭大集夜(11月18日)	魚代(料田一丁八段より)		黒江蠣	三葛蛤
相嘗御祭御解除夜(12月16日)	魚代200文			
相嘗御祭大集夜(12月19日)	魚代(料田一丁八段より)		黒江蠣	三葛蛤

注)『日前宮文書太神宮神事記』記載の浦役を一覧にした。神事の日程については、伊藤信明「日前・国懸宮の応永六年神事記について」を参照した。

海部郡の塩津浦「11」と下津浦「13」は、中世にさかのぼると浜仲荘に属したが、中世史料に「塩津浦」「下津浦」の浦名を見いだすことができる。浜仲荘は撰閥家領であったが、本家職が近衛家から仁和寺に移った後、文永元年(一二六四)に南方・北方に下地中分され、南方は領家の仁和寺・金剛心院が、北方は地頭の湯浅氏が支配することとなる。永仁六年(一二九八)十一月十九日の浜仲南庄惣田数注進状<sup>①</sup>には「三反下津浦堂免」とあり、「下津浦」が浜仲南庄に含まれていたことがわかる。湯浅党の一員であった貴志宗朝(沙弥道智)は貞治元年(一三六一)、貴志朝綱に対して所領をまとめて譲与しているが、その譲状に「塩津浦地頭職」が見え、「塩津浦」が地頭職の所領単位として設定されていた

ことが知られる。なお、本讓状では「黒田村大崎地頭職」も譲られているが、この大崎は近世の大崎浦〔12〕とつながる地名である。この時点で大崎は黒田村に属していたが、塩津浦と同様、地頭職が設定される単位となっていたことは、これら海辺部所領の重要性を示唆するものであろう。

牟婁郡では熊野那智大社の旦那関係文書に「浦」地名が散見される。那智之かつら〔55〕につながる地名は、元徳二年（一三三〇）十一月十一日の旦那讓状に記された御師の名前「葛浦左衛門入道」に認められるが、この人物分の旦那として上総国・摂津国があげられている。一方、戦国期に作成された年末詳六月二十五日の常大坊旦那持分書立写には、常大坊が紀伊国にもつ旦那職の一つに「里之うら」が見えるが、これは近世の里之浦〔39〕と一致する地名である。旦那関係文書に現れる中世の「浦」は、所領単位のような制度的名称を直接表記したものではないが、「浦」として認識された場所を明示しているといえよう。

## 〔6〕「村」

「加子米究帳」の〔17〕多・栖原（田浦・栖原浦）は、中世史料には「湯浅庄内多村」<sup>36</sup>、「湯浅庄巢原村」<sup>37</sup>、「湯浅御庄須原村」<sup>38</sup>、「湯浅庄内栖原村」などと見え、湯浅庄内の「村」として位置づけられていた。高橋修氏は「湯浅庄のうち多・須原の両村だけは、湯浅氏（嫡流家）より分割譲渡された須原氏が領有したようである」と指摘している。一分地頭職の所領単位が「村」であったと理解することができる。多・須原の両村は湯浅湾に面して立地しており、須原氏は海辺部を拠点とする在地領主であったといえよう。

牟婁郡の阿田和浦〔61〕も中世にさかのぼると「村」として編成されていた。それを示す史料が、室町期のもので推定される年末詳十月二十八日の法眼今村請文と同日付藤原頼氏請文である。両文書の内容はほぼ

同じで、「阿多和村役五六両会」という熊野山新宮の神役が抑留される事件を受けて提出された請文で、阿多和が熊野速玉大社に対して神役を果たす「村」であったことがわかる。

その他、中世の「村」名を継承した近世浦としては、海部郡の湊浦〔3〕と岡町〔4〕、名草郡の鳥居・藤白・清水〔10〕のうち鳥居が該当する。

## 二 中世海辺部の交通・生業・開発

紀州海辺部の中世における所領編成は「浦」支配に収斂しなかったとはいえ、海辺部がうみだす産物や営みは多様な制度的枠組みを通して捕捉されていた様相を確認することができた。この基本的な事実をふまえたうえで、中世海辺部の特徴を交通・生業・開発の観点から把握することにしたい。

### （1）交通

紀州における海辺部の重要性は港津としての機能から指摘されることが多く、中世に関しても港津や海上交通の実態、河口部を本拠とした熊野水軍の広域的な活動などについて研究が積み重ねられてきた。この中世紀州における港津や交通（物流と交流）に関しては近年、新谷和之氏と綿貫友子氏が論点整理を行っている<sup>39</sup>ので、それらをふまえて交通の観点からみた中世紀州海辺部の特徴を摘記しておきたい。

第一の特徴は、東国と西国とを結ぶ海上交通の発着・中継地としての機能である。かつて網野善彦氏は、賀茂社領紀伊国紀伊浜御厨に属する久見和太供祭人が、十二世紀末に「板東丸」・「東国」と呼ばれる船を保持していたことから、この船が紀伊半島を回り、東国、板東にいたる航路を活動の舞台にしていたと推測した<sup>40</sup>。その後、矢田俊文氏は「加子米

究帳」の「3」湊浦にあたる湊地域が、明応七年（一四九八）八月二十五日の地震津波のため和田浦鶴ノ島から移住してきた住民によって建設されたことを論証し、和田浦を紀伊浜御厨の中心で、かつ港湾機能をもった地域であると推定している。<sup>45</sup>一方、和田浦と近接していたと考えられる雑賀荘内の紀伊湊は高野山の外港であり、「紀伊水道を隔てて四国東北岸、淡路島南岸を経て、瀬戸内海中西部沿岸を津出の場（倉敷地）とする高野山領からの貢納物輸送船」が紀伊湊との通航の主体となつたとされる。<sup>46</sup>以上の事実などから綿貫氏は、「紀伊湊周辺は東海から紀伊半島西岸を経て瀬戸内海へと結ぶ海運の分岐点」と評価している。<sup>47</sup>紀伊湊とならんで紀州西岸の主要な港津であつた加太も、中継湊・寄泊地としての機能を果たした。山本賢司氏は十六世紀の加太が「淡路・四国への渡海基地、ここを船籍地とする廻船活動、あるいは大阪湾から紀伊水道を抜けて太平洋（その逆も）を航行する他所船の寄泊、もしくは中継点の機能を保有していた」との見解を提示している。<sup>48</sup>紀州南部では田辺や新宮が熊野三山の外港として用いられたが、東海以东の太平洋沿岸諸国には熊野山領があり、その年貢は海路新宮津へと運ばれたという。<sup>49</sup>

第二の特徴は、河川交通と海上交通の結節点としての港津の役割である。紀伊湊は高野山への運上米を積み替える場であつたが、梶取や水手集団は荘園から紀伊湊までの海上輸送に携わる者と、高野山まで紀ノ川を遡上させる河川輸送に携わる者として役割を異にしていたと綿貫氏は指摘している。<sup>50</sup>ところで、紀州南部では熊野水軍と呼ばれる武士団が割拠したが、その支配領域は河川を基軸に河川流域（および山間部）と河口部（および海辺部）とを結ぶものであつた。その背景には急峻な丘陵が海浜に迫り、広い平野部が確保できないという地理的環境が大きく作用しているが、この条件が交通の結節点となつた海辺部の地域社会における重要性を高める要因になつたとみてよいであろう。<sup>51</sup>

紀州の海辺部には古代より操船技術に長けた集団が居住していたと考

えられるが、かかる海辺部の住人と水軍（海賊衆）との関係を如実に物語る話が、軍記物の『明德記』<sup>52</sup>に次のように見える。明德三年（一三九二）二月、大内義弘軍に追い詰められた紀伊守護山名義理が、「海賊ノ梶原」に命じ、「清水ノ東ノ浦」より一艘点じ寄せて、二月二十五日の暁に「干潟ノ浦」より船に取り乗って海上遙に漕ぎ出し、「由良ノ湊」に到着。そこで義理らが、島づたい浦づたいにも鎌倉へ参つて歎願するか、備後の方へ赴き美作に入るかと内談していたのを聞いた舟人たちは梶原に向かつてこのように言つた。ただ一日・二日召されるべき御用かと思つていたが、中国・東国へ召されるとのこと。この船一艘の事はどうにかなるが、「清水三浦ノ者共」、この船一艘を進めた罪科によつて親類妻子皆ことごとく道狭くなつて、長く牢籠することになつたらどうすればよいのかと嘆いたので、義理は思案したうえで納得し、「由良ノ湊」に上陸した、という。

この話を分析した綿貫氏は、以下の五点を指摘している。①紀伊守護の求めに応じた海賊梶原の仲介で同国冷水（清水）浦の大船が水主とともに雇われた。②水主は冷水浦の三つの浦の者で構成されていた。③紀伊国守護の傭兵として、短時間、近距離での船と操船要員の徴用はそれまでも行われていた。④冷水浦の住人は本来廻船商人であり、備後や鎌倉への渡航は可能だが、⑤梶原との臣従関係はなく、自らの利害を優先する関係にあつた。<sup>53</sup>

戦時に水主として動員される浦住人の生業基盤が廻船業で、水軍領主とは従属関係がなく、自律的に行動していることが注目される。綿貫氏は、冷水の廻船による遠隔地商業が実際に存在した支証として、康永三年（一三四四）に冷水浦住人後藤三郎等が薩摩新田神社（現薩摩川内市）の執印配下の者に船や積荷を奪われた事例を挙げているが、<sup>54</sup>軍記物の『応永記』にも大内義弘の分国であつた和泉・紀伊両国の軍事的優位性を述べたところで、「堺ノ浦、清水ノ浦、中国ノ船ノ通路モ其便り可

有」とあって、「清水ノ浦」（冷水浦、「加子米究帳」「10」の清水につながる）が中国地方とも海上交通で結ばれた湊であったことがうかがわれるのである。

さらに、綿貫氏の指摘以外で目を向けておきたいのが、「清水ノ東ノ浦」より大船と水主が徴発されたにもかかわらず、山名方に協力した罪は「清水三浦ノ者共」の親類妻子全体に及ぶという認識である。『紀伊続風土記』の「冷水浦」の項は「村居三ツにわかれて東の浦中の浦西の浦此を冷水三浦といふ」と記すが、『明德記』が成立した十四世紀末には冷水浦が三集落から構成されるとともに、三集落を統合する惣的な結合も芽生えていた可能性を提示しておきたい。

## (2) 漁撈

中世の紀州で漁撈に関する史料が最も豊富なのが賀太荘である。賀太荘の刀禰公文職を勤めた向井家中世文書には、漁獲に対する徴税史料などが多数残されている。そのなかで最も年紀が古いのが、弘安三年（二二八〇）の賀太浦肴配分状<sup>57</sup>である。小山靖憲氏が指摘しているように、この文書は筆致・書式からみて鎌倉時代のものとは考えられないが、中世後期の漁撈の実態は示している。この肴配分状では、①「釣船」と「サハラ・サコシ・シヒコ・ハマチ網」、②「五月上リエヒ」と「十月ハラ白」、③「旅網」の三項目に分けて漁獲に対する収取配分を規定している。まず漁法に注目すると、「釣船」は一本釣ではなく延縄釣の可能性がある。①の網は鱒（サワラ）・青箭魚（サワラの小さいもの）・鮪（マグロ）・鰯（ハマチ）をそれぞれ漁獲対象とする網を指す。これらの魚種は回游魚で、魚道にあわせた定置網の創出が想定される。②の「エヒ」は蝦（エビ）、「ハラ白」は鰯（ブリ）を指すが、「北南船数一艘別ニ一コンツ、取、此内両沙汰人エ一コンツ、残者政所へ可上」とあるので、五月に蝦、十月に鰯を北と南の地区から船を出して獲

り、漁獲物を北・南の沙汰人が一喉（二匹のこと）ずつ取得するという儀礼的漁撈であったと考えられる。③の「旅網」は伊藤正敏氏の論証に従い、他浦へ出漁した漁民への賦課と解釈しておきたい。①と③ではいずれも十分の一税が課され、収取物は政所が半分、残りの半分を刀禰公文と両沙汰人に配分することが定められている。その他、漁獲に関する課税には四月に公事として徴収される網銭、在家別に賦課される布海苔一帖と在家銭十文の負担などがみられた。

海上の漁業紛争については、名草郡毛見郷への違乱停止を命じた康正二年（一四五六）十二月十八日の室町幕府奉行人連署奉書写が『紀伊続風土記』古文書之部に収録されている。それによると、毛見郷は守護不入の地で諸公事免除であったが、近日になって「海上漁捕」について違乱に及ぶ者があったとの訴えに対して、幕府は違乱の停止を命じ、日前宮家の支配を認める判決を下している。毛見郷の紛争相手は詳らかでないが、複数の郷と海域（漁業権が及ぶ範囲）を接していたことは、嘉禎四年（一二三八）九月二十五日の日前・国懸宮四方指写<sup>57</sup>の記載から推測することができる。この文書には、嘉禎元年に日前宮の遷宮が行われたときの四面四至（日前宮領の領域）を、同四年に糺定したものと記されている。そこで、毛見郷の海堺を示す表記を抜粋すると以下の通りである。

南……………神領毛見郷海／他領冷水郷、塩津庄海  
 坤（南西）…神領毛見郷海、担子洲於当東小嶋、甲崎於当東方堺  
 ／他領大崎海、雜賀庄海  
 あわせて、毛見郷と同じく日前宮の浦役を勤めた船尾郷の海堺も示しておこう。

巽（南東）…神領舟尾郷、海担子洲／他領冷水郷、海之沖洲  
 つまり、毛見郷の海域は冷水郷・塩津庄・大崎・雜賀庄の海域と、船尾郷の海域は冷水郷の海域と境界を接していたことになる。「加子米究

帳」の近世浦と照らし合わせると、湊浦「3」・岡町「4」・雑賀浦「5」、毛見舟尾「7」、清水「10」、塩津浦「11」、大崎浦「12」が、中世漁村の系譜を引き継いだ浦とみなすことができよう。

なお、文明十一年（一四七九）五月日の飛鳥井殿下向之儀式写<sup>68</sup>によると、飛鳥井雅親（栄雅）は同年五月六日の玉津島社参詣に際し、紀三井寺・毛見郷・船尾郷から出された舟数十艘で漕ぎ渡り、玉津島・和歌之天神を参詣した後、また舟に乗って布引に着き、毛見の浦に移動している。この毛見で飛鳥井氏は、御前の海にて網を曳き魚をとるパフォーマンスを鑑賞し、包丁による魚料理のもてなしを受けた。毛見郷の漁民にとっての晴れ舞台ともいべき一齣である。<sup>69</sup>

### （3）製塩

日高郡の北南塩屋浦「26」の地名由来を『紀伊続風土記』「北塩屋浦」の項は、「旧は南塩屋浦と一村ならむ。塩屋は古は塩を焼きし所なり。後世日高川海口変遷して其事絶えたりと見ゆ」と記している。<sup>70</sup>塩屋の地名はかつて塩焼きの地であったことに由来するが、日高川河口部の地形環境変遷により製塩は途絶えたという。塩屋で潮汲みの男が働く光景は、室町時代の絵巻である「道成寺縁起」（道成寺蔵）に描かれているが、塩屋の製塩について記した中世文書は確認できない。

中世末期に成立した「紀三井寺参詣曼荼羅」（紀三井寺蔵）にも紀三井寺の前の浜で塩を焼く様子が描かれているが、紀三井寺が位置する和歌川河口一帯でとれる塩は実際、「雑賀塩」と呼ばれるブランド品であった。寛永十五年（一六三八）の序がある『毛吹草』は各国の名産品を列挙するが、塩が記されているのは、播磨の「阿古塩」と筑前の「名浜塩」、そして紀伊の「雑賀塩」だけである。<sup>71</sup>矢田俊文氏は、天和三年（一六八三）に成立した『堺鑑』という地誌の「湊壺塩」の項に、天文年間（一五三二〜五五）、堺の湊村に來住した壺塩屋藤太郎が、紀州の

雑賀塩を焼いて諸国へ販売したとする記述があることを紹介している。また、和歌川下流に位置する三葛では、文明七年（一四七五）に塩年貢が納められ、領家方の塩竈が六つあった事実も指摘しており、「雑賀塩」へとつながる製塩が十五世紀までさかのぼることはたしかである。<sup>72</sup>

塩竈の存在は、志摩国の「ひきもと」（近世の引本浦「80」）でも確認できる。正応六年（一二九三）正月三日、はたのひさすみ配分状には、「つもののかま、ひきもと（引本）のうハちのかま（壺）、げしいち（下司）ゑんにつくところ、しんしやうなり」とあり、引本には木本御厨の下司が進止する塩竈があったことが知られる。

ところで、製塩業を継続するためには燃料材（塩木）の確保が必須となるが、塩木をめぐる相論が一四世紀の初めに賀太荘で勃発している。正和三年（一三一四）正月日の本脇百姓等言上状案によると、賀太新荘の本脇百姓等は本荘の百姓を次のように訴えている。

①新荘方は、田園狭少で、塩釜で塩を焼いて年貢・公事を負担し、また「土民の活計」ともしている。

②本荘百姓は、牛馬をひいて塩木を運ぶことを停止させようと狼藉を働き、所持物を奪い取った。希代の悪行である。

③牛馬の道路を停止されてしまうと、老人や弱者の渡世が絶たれる。

④老少に優しく、牛馬をひいて樵路（木を伐りに行くための山道）を往復することを許可し、賀太山の塩木の件について裁断していただきたい。

先に海辺部の所領編成の「荘」の項で言及したように、本脇は賀太荘の本荘から分立した新荘であったが、賀太荘のおそらく入会山を利用して、製塩業を生業の基盤とする村落として存立をはかっていた。①の「土民の活計」という表現は「住民のなりわい」を意味するからである。ところが、森林資源の枯渇か、牛馬の不足か、理由は判然としないが、本荘百姓から妨害が加えられ、牛馬に塩木を担わせて運ぶ山道の利

用が停止させられてしまった。この牛馬使用復活の主張根拠として、この言上状では「筋力衰味之老翁者、不堪荷担、而倚年齢微弱之小童者、灼身戴肩而吒馬者也」と、老人と子どもの労働条件を挙げている点は注意すべきであろう。製塩の村としての自立の道は、家族労働の燃焼を前提にしていたのである。

#### (4) 耕地開発

海辺部では耕地の開発も進められた。たとえば賀太荘では、正和二年(一二三三)六月八日に預所が伽陀寺に寄進した田地は「塩浜旧跡」であった。<sup>(77)</sup> 蔵持重裕氏は、他の寄進状に登場する「浜成」も浜地の開発地と推定している。<sup>(78)</sup>

とすれば、応永七年(一四〇〇)正月日の三上荘大野郷御年貢帳の「鳥居村分」に記載された「公田一反六十歩内六十歩出、本持宗作カチトリ免ハマ田今ハ四郎大郎」(作人は季光)や、「番頭雜免二反小内半出、ハマ田此内大ハ番頭給」(作人は左衛門大郎)に見える「ハマ田」も浜地で造成された田地ということになる。鳥居村は「加子米究帳」の「10」鳥居・藤白・清水の前身にあたり、中世は冷水も藤白も鳥居村に属した。前者の「ハマ田」は梶取(船頭)に与えられた免田であり、浜地の開発者と梶取との重なりを示唆する。

こうした海岸付近での開発耕地は、不安定な状態が続くことも少なくなかったであろう。たとえば、禅林寺(現海南市)の田地を守護に注進したものと思われる応永七年五月日の田地注進状案の本文末尾には、「此外塩入三反、不作、井松原ニアリ」とある。「井松原」は現在日方(近世の日方浦「8」)にある小字だが、この当時は「塩入」のために不作、つまり耕作しない土地があったことがわかる。それから三十一年後の永享三年(一四三二)三月十八日、熊野山道盛田地寄進状によると、「本大野郷井松原外新開」の田舎所は、「塩入」のため久しく荒野となっ

ていたが、禅林寺より旧寺領であったので開くよう要請があり、新開田として禅林寺に寄進するという経緯が記されている。

「塩入」と似た言葉に「塩地」がある。「塩入」による不作は、海岸部の自然現象(潮風や高波など)による塩害(土壌中の塩分濃度が高まることで生じる作物の生育障害)が想定されるが、「塩地」はどのような性格の土地であったか。坂本亮太氏は、日前宮領内で独自に所領を形成した報恩寺の至徳三年(一三八六)内検帳に見える「塩地」について検討を加え、次の四点を明らかにしている。

- ①「堤築酒直二下行」分が存在することから、築堤による開発を行った(その際に酒を下行した)地が「塩地」と考えられる。
- ②「塩地」がある内原・毛見・和太・田尻郷はいずれも紀三井寺周辺で、日前宮領の南西端の海浜部に位置する地域である。そのため築堤により開発したものの、「塩地」であったのであろう。
- ③これら「塩地」がある郷に集中的に名がみられることから、「塩地」の開発により日前宮領の名に結ばれた地が、のちに報恩寺領になっていく可能性が想定できる。
- ④「塩地」には容量の大きな「塩地枡」が使用されたが、「塩地」の斗代は一〜二斗と低斗代である。高斗代Ⅱ小枡、低斗代Ⅱ大枡とされており、負担の均質化がはかられていた可能性が考えられる。<sup>(80)</sup>

坂本氏は、海辺部の築堤によって開発された土地を「塩地」と考えていて、異論はないが、そうすれば「塩地」は潮止め堤防を築造してつくられた干拓地という解釈になるのではないだろうか。<sup>(80)</sup> 「塩地」の開発により日前宮領の名に結ばれた地が報恩寺領になっていくという③で示された展開は、長年放置され荒野となった井松原の「塩入」とは逆の動性を感じさせる。海辺部で耕地を開発していくためには困難がともなったことが予想されるが、それでもなお耕地開発という選択肢がとられた

のはなぜか。残された課題として、今後検討を進めていきたい。

## おわりに

長大な海岸線を有し、全体的に山がちで大きな平野が形成されない紀州では、海辺部がもつ重要性がきわめて高かった。この海辺部の中核的な港津を取り込んだ政治・経済の拠点が構築され、海辺部集落が広域行政下の浦方として確立するのが十七世紀であった<sup>(8)</sup>。それゆえ、中世においても海辺部の重要性は指摘されてきたが、近世浦方以前の海辺部の様相を一つの像に結ぶことは困難さをともなう。そうしたなか、港津や海上交通の実態、あるいは武家の拠点形成に焦点をあてた研究は近年急速に進んできたが、海辺部住民の生業や社会・生活環境に目を向けた研究はいまだ低調といわざるを得ない。本稿が取り上げた事例や史料に基づく研究がこれから本格化することを期待して、攔筆したい。

## 注

- (1) 拙稿「浦・浜」(『日本歴史大事典』1、小学館、二〇〇〇年)を参照。
- (2) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九八四年)第二章第二章「若狭の海民」、海老澤衷『荘園公領制と中世村落』(校倉書房、二〇〇〇年)補論1「荘園公領制における浦―若狭国の場合―」が、中世における若狭国の「浦」を一国規模で位置づけている。
- (3) 笠原正夫『近世漁村の史的研究―紀州の漁村を素材として―』(名著出版、一九九三年)第一章第一節「浦方制度の成立」。
- (4) 前注、笠原論文を参照。
- (5) 『和歌山県史』近世史料五(和歌山県、一九八四年)所収、御坊市栗本ち多氏所蔵文書。
- (6) 前掲、注(3)笠原著書、三四頁。

- (7) 山本賢司「一六世紀における紀伊水道沿岸の湊・浦と海上交通―紀の湊を中心として―」(『和歌山地理』一八、一九九八年)。
- (8) 本報告書所収。
- (9) 『角川日本地名大辞典』30和歌山県(一九八五年、角川書店)、『角川日本地名大辞典』24三重県(一九八三年、角川書店)。なお、近世紀州の浦々の一部には中世において志摩国であった浦も含まれるが、検討の対象に加えることにする。
- (10) 新谷和之「紀伊の港津と権力」(中世都市研究会編『港津と権力』山川出版社、二〇一九年)を参照。
- (11) 前掲、注(9)『角川日本地名大辞典』30和歌山県の「近世」加太浦」を参照。
- (12) 蔵持重裕「海浜の荘園」(藤木久志・荒野泰典編著『荘園と村を歩く』校倉書房、一九九七年)。
- (13) 前掲、注(7)山本論文を参照。
- (14) 年未詳六月十三日、馬場通定書状(『和歌山県史』中世史料二、湯河家文書(東京都)一九号、以下『和歌山県史』中世史料二は『県史』中世二と略称する)に「いなみ<sup>(14)</sup>六ヶ村」と見える。
- (15) 『紀伊續風土記』第二輯(巖南堂書店、一九一〇年)「印南荘」。以下『紀伊續風土記』は『続風土記』と略称する。
- (16) 『三重県史』資料編中世3(中)(三重県、二〇一八年)来田文書三〇五号。
- (17) 中西常知道者売券を分析した千枝大志氏は、「いかる川」を斑鳩王子が鎮座する斑鳩に比定している(千枝「三重県総合博物館所蔵『谷家文書』所収の伊勢御師道者売券について―中世紀州の宗教的(熊野・高野山・真宗)特質と伊勢御師の活動―」(『同朋大学佛教文化研究所紀要』三八号、二〇一九年)。前掲、注(15)書の「光川村」の項には、この村に「いかるか王子」にあたる富王子社が鎮座していると記されていることから、「いかる川」は近世の「光川村」に比定できる。
- (18) 高橋修『信仰の中世武士団―湯浅一族と明恵―』(清文堂出版、二〇一六年)第一章「湯浅荘における「町場」の成立と湯浅氏の石崎屋敷」。



- (19) 『続風土記』第一輯(巖南堂書店、一九二〇年)「椒里村」・「椒濱村」。
- (20) 貞応三年(一二二四)頃の宣陽門院所領目録(『鎌倉遺文』古文書編第五卷、三二七四号、島田文書)に「新御領(自上西門院被進之)の一つとして「紀伊国東樹庄」が見える。
- (21) 前掲、注(19)書、五五五頁。
- (22) 『大日本古文書』家わけ四ノ一(石清水文書之一)一二二五号。
- (23) 勝山清次「御園」(『日本歴史大事典』3、小学館、二〇〇一年)を参照。
- (24) 『大日本古文書』家わけ四ノ六(石清水文書之六)三三〇号。
- (25) 勝浦令子「御厨」(前掲、注(23)書)を参照。
- (26) 前掲、注(9)『角川日本地名大辞典』24三重県の「中世」須賀利御厨」と「中世」錦御厨」を参照。
- (27) 川端泰幸「紀伊国の郷一名草郡日前宮領を中心に」(大山喬平・三枝暁子編『古代・中世の地域社会―ムラの戸籍簿』の可能性)思文閣出版、二〇一八年)を参照。
- (28) 応永六年(一三九九)の年紀のある『日前宮文書太神宮神事記』『日前宮年中神事記』を「応永六年神事記」と記す。本神事記については、伊藤信明「日前・国懸宮の応永六年神事記について」(『和歌山県立文書館紀要』七号、二〇〇二年)の翻刻を用いた。
- (29) 『県史』中世二、禅林寺文書三九号。
- (30) 貞和二年十月廿七日、足利直義下知状案(『仁和寺史料』古文書編一、七八号)による。
- (31) 『大日本古文書』家わけ一ノ四(高野山文書之四)一六八号。
- (32) 貞治元年十一月廿五日、沙弥道智讓状写(『県史』中世二、御前家文書六号)。
- (33) 史料纂集『熊野那智大社文書』第一、二二二号(米良文書)。
- (34) 史料纂集『熊野那智大社文書』第三、九二四号(米良文書)。
- (35) なお、大永三年(一五二三)八月吉日、棟札(日置、日出神社旧蔵、『日置川町史』第一卷中世編、日置川町、二〇〇五年、第Ⅱ部第一章四(一)棟札銘一号)によると、日置の出月宮造営に際し里之浦の住人と見られる「さとのうら四郎へもん殿」が二〇〇文を奉加している。
- (36) 永仁六年九月十日、沙弥西仏水田寄進状(『県史』中世二、歎喜寺文書(金屋町)五号)ほか。
- (37) 寛喜三年四月十七日、湯浅景基寺敷地寄進状(『県史』中世二、施無畏寺文書一号)ほか。
- (38) 嘉禄元年八月十一日、紀良孝等連署田地売渡状(『県史』中世二、施無畏寺文書五号)。
- (39) 永徳元年四月廿五日、良秀田地寄進状(『県史』中世二、施無畏寺文書二四号)。
- (40) 高橋修『中世武士団と地域社会』(清文堂出版、二〇〇〇年)第一部第一章「湯浅党の構成」、一三三頁。
- (41) 『熊野速玉大社古文書古記録』(清文堂出版、一九七一年)一七七号。(42) 前注書、一七八号。
- (43) 前掲、注(10)新谷論文、綿貫友子「紀伊水道内海世界の物流と交流」(前掲、注(10)中世都市研究会編書所収)。中世紀州の港津と武家の拠点形成に関する研究文献については、新谷論文の参考文献一覧を参照のこと。
- (44) 網野善彦「太平洋の海上交通と紀伊半島」(海と列島文化第8巻『伊勢と熊野の海』小学館、一九九二年)。後に同『日本社会再考―海民と列島文化―』(小学館、一九九四年)に収録。
- (45) 矢田俊文「明応七年紀州における地震津波と和田浦」(『和歌山地方史研究』二二号、一九九一年)。後に同『日本中世戦国期の地域と民衆』(清文堂出版、二〇〇二年)に「明応地震と港湾都市―紀伊国和田浦―」と改題して収録。
- (46) 前掲、注(43)綿貫論文、三八一頁。
- (47) 綿貫友子「紀伊国における中世海運―中世海運における紀伊半島の位置付けを探るために―」(『歴史科学』一六五号、二〇〇一年)一六頁。
- (48) 前掲、注(7)山本論文、二五頁。
- (49) 前掲、注(47)綿貫論文。
- (50) 前掲、注(47)綿貫論文。
- (51) 坂本亮太「総論熊野水軍小山家文書の総合的研究―熊野の海域史・序論―」(本報告書所収)を参照。

- (52) 『群書類従』(第二十輯合戦部) 所収。
- (53) 前掲、注(43) 綿貫論文。
- (54) 前掲、注(43) 綿貫論文。康永三年二月四日、足利幕府奉行人連署奉書(『南北朝遺文』九州編第二卷、一九八七号、薩摩新田神社文書)による。
- (55) 前掲、注(52) 書、三〇六頁。
- (56) 前掲、注(19) 書、四二七頁。
- (57) 『県史』中世二、向井家文書二号。
- (58) 『和歌山市史』第一卷自然・原始・古代・中世(和歌山市、一九九一年) 中世編第二章第三節「荘園制の変貌と惣村」(小山靖憲執筆)。
- (59) 前注、小山論文を参照。
- (60) 澁澤敬三『日本魚名集覧』第一部(日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』第三卷、三一書房、一九七三年に所収)によれば、シビコは紀州田辺や和深(いずれも和歌山県)でマグロを指す言葉である。
- (61) 拙著『日本中世生業史論』(岩波書店、二〇一八年)第二章「水面領有中世的展開―網場漁業の成立をめぐる―」を参照。
- (62) 前掲、注(60) 澁澤著書によれば、ハラジロは紀州でブリを指す言葉である。
- (63) 賀太村を北村・南村に分けていることについては、伊藤正敏氏が同著『中世後期の村落―紀伊国賀太荘の場合―』(吉川弘文館、一九九一年)七二頁で言及している。
- (64) 前注、伊藤著書、一四頁を参照。
- (65) 前掲、注(58) 小山論文と前掲、注(63) 伊藤著書を参照。
- (66) 『統風土記』第三輯(巖南堂書店、一九一〇年) 附録、五九頁。
- (67) 『和歌山市史』第四卷古代・中世史料(和歌山市、一九七七年) 五鎌倉時代、六八号。
- (68) 『和歌山平野における荘園遺跡の復元研究―中世日前宮領の研究―』(平成一五〜一七年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者海津一朗、二〇〇六年) 第三章史料編採録文書、一、日前宮文書、四一号。
- (69) 海津一朗氏は、飛鳥井殿下向之儀式写に記録された内容を詳細に取り上げ、飛鳥井雅親の遊行ルートを復原している(海津「紀北の荘園世界」、藤本清二郎・山陰加春夫編『和歌山・高野山と紀ノ川』吉川弘文館、二〇〇三年、所収)。
- (70) 前掲、注(15) 書、五五六頁。
- (71) 続日本の絵巻24『桑実寺縁起道成寺縁起』(中央公論社、一九九二年)を参照。
- (72) 『和歌山県史』中世(和歌山県、一九九四年)の五七一頁に、「紀三井寺参詣曼荼羅」に描かれた塩焼の場面の写真が掲載されている。
- (73) 竹内若校訂『毛吹草』(岩波文庫、一九四三年)を参照。
- (74) 前掲、注(72) 書、第三章第一節「戦国の動乱」(矢田俊文執筆)。矢田氏は、『毛吹草』に見える「雑賀塩」についても言及している。
- (75) 三葛の塩年貢・塩竈に関する史料は、前掲注(68) 報告書、第3章、二、神前家文書の八号に掲載されている(文明七年十月五日、領家政所貞知下知状写)。
- (76) 前掲注(66) 書、附録、三四六頁(古本村庄司氏蔵文書)。
- (77) 『県史』中世二、向井家文書二〇号。この文書は、前掲、注(12) 蔵持論文でも検討されている。
- (78) 正和二年六月八日、預所大江某田地寄進状(『県史』中世二、向井家文書一九号)。
- (79) 前掲、注(12) 蔵持論文。
- (80) 前掲、注(29) 史料。
- (81) 『県史』中世二、禅林寺文書四二号。
- (82) 『県史』中世二、禅林寺文書五三三号。
- (83) 坂本亮太「報恩寺と日前宮―至徳三年報恩寺領内検帳」の枡・付加税からみる(前掲、注(68) 報告書所収)。
- (84) 周知のように、日前宮は早く十二世紀初頭に、和田川・亀川に海水が逆流するので、「塩洲」を防ぐため四十余町の築堤をして、干拓開発を進めようとしている(大治式年捌月拾柒日、紀伊国在庁官人等解案、『平安遺文』古文書編第一卷、補三〇二号、林峯之進氏所蔵文書)。黒田日出男『日本中世開発史の研究』(校倉書房、一九八四年) 五八頁を参照。
- (84) 前掲、注(10) 新谷論文を参照。

〔附記〕 本稿の作成に際し、坂本亮太氏と白石博則氏から多くのご教示を  
頂きました。ここに記して、感謝申し上げます。